

## 義援金による税金の控除

今回の東日本大震災の被災者の方に対して、個人や企業で義援金を考えている方も多いのではないのでしょうか。そこで今回は国税庁からの詳細な取扱いも発表されましたので、それも踏まえて被災者に対する義援金等を寄附した場合の税金の控除についてご紹介します。なお、悪質な義援金詐欺が横行していますので、信頼出来る団体を通じて寄附されることをおすすめします。

### I. 個人が義援金等を寄附した場合

個人が義援金等を寄附した場合は、その義援金等が税務上の「特定寄附金」に該当する場合には、所得税の「寄附金控除」の対象になります。

#### 1. 寄附金控除の対象となる義援金等には、次のようなものが該当します。

- (1) 国又は地方公共団体に直接寄附した義援金等
- (2) 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金や、新聞・テレビなどの報道機関等に対して寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの。※なお、日本赤十字社に郵便局の窓口を通じて義援金を送金した場合は、振込手数料は免除されます。
- (3) 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- (4) 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
- (5) 上記(1)～(4)以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が募金団体を通じて最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが、新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかであるもの

#### 2. 控除できる金額

- (1) 所得税：所得金額の40%又は特定寄附金の額のいずれか少ない金額－2千円＝寄附金控除額として所得金額より控除されます。
- (2) 個人住民税※：(所得金額の30%又は特定寄附金の額のいずれか少ない金額－5千円) × 10%＝寄附金税額控除として住民税額より直接控除されます。

※個人住民税は所得税より適用範囲が狭いので上記1. すべてが対象とはならず、例えば日本赤十字社に対する義援金等は対象になりますが、国に対する義援金等は対象外になります。

#### 3. 控除を受けるための手続

寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書(サラリーマンも申告必要)に、義援金等を寄附したことを確認できる書類を添付して提出するか提出の際提示する必要があります。

「確認できる書類」には、例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証などが該当します。※なお、日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合に郵便局で受取る半券(受領書)も「確認できる書類」として認められますので、小さな書類ですが来年の確定申告時まで大事に保管して下さい。

### II. 法人が義援金等を寄附した場合

1. 法人が義援金等を寄附した場合は、その義援金等のうち税務上一定のものは支出額の全額が損金算入となります。個人と同様に上記1. (1)～(5)であればすべて対象となり、支出額の全額が損金算入されます。

#### 2. 控除を受けるための手続

法人税申告書の別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、証明する書類の保存が必要です。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

